

参 考 資 料

I	消費税関係	
1.	消費税をめぐる経緯	1
2.	消費税収の推移	4
3.	消費税の概要	5
4.	諸外国の付加価値税の実施状況	9
5.	収入階級別税負担率（平成9年分：1か月当たり）	10
6.	主要国の付加価値税における非課税、税率構造の概要	11
7.	諸外国の付加価値税率	12
8.	食料品に対する付加価値税の課税関係（未定稿）	13
9.	イギリスにおける非課税、軽減税率等による税収への影響	14
10.	仕入税額控除方式の検討（平成5年の中期答申より）	15
11.	消費税の仕入控除税額の計算方法	16
12.	主要国の付加価値税における中小事業者に対する特例措置の概要	17
13.	個人事業者の売上階級別平均従業員数	18
14.	消費税率の引上げに伴う転嫁状況	19
15.	主要国の付加価値税における申告・納付制度の概要	20
16.	消費税に関する税制調査会答申の考え方	21
II	酒税・たばこ税関係	
	今後の税制のあり方についての答申（抄）	35
III	特定財源等関係	
1.	自動車関係諸税の年間税負担額の国際比較（試算）	36
2.	長期税制のあり方についての答申及びその審議の内容と経過の説明（抄）（昭和46年8月）	37
3.	自動車重量税の税率	38
4.	車両重量別CO ₂ 排出状況（乗用車）	39
5.	自動車の燃費基準の強化について（平成10年12月17日、運輸技術審議会中間答申）概要	40
6.	自動車排出ガスの車種別排出総量	41
7.	地球温暖化対策推進大綱の進捗状況及び今後の取組の重点（抄）	42
8.	二酸化炭素の排出量の推移	43

IV 環境関連税制関係

1. EU諸国等における環境関連税制（未定稿）	44
2. EU諸国における自動車関係諸税の改正動向等	46
3. 今後の税制のあり方についての答申（抄）（平成5年11月）	48
4. これからの税制を考える（抄）（平成9年1月）	49

I 消費税関係

消費税をめぐる経緯

- 昭62.11.12 竹下総理、税制調査会に対し諮問
63. 4. 28 税制調査会「税制改革についての中間答申」を決定
7. 29 「税制改革法案」、「消費税法案」等を国会提出
12. 24 「税制改革法案」、「消費税法案」等が可決・成立
64. 1. 6 「新税制実施円滑化推進本部」を設置（平成元年12月までに本部会合を計8回開催）
- 平元. 4. 1 消費税導入
9. 28 野党四会派（社、公、民、連合）、消費税廃止関連法案を国会提出（代替財源関係は10. 26）
11. 24 税制調査会実施状況フォローアップ小委員会「中間報告」を総会に報告
12. 1 自民党、「消費税の見直しに関する基本方針」を決定
12. 11 参議院において、消費税廃止関連法案を修正可決・衆院へ回付
12. 16 第116回国会（臨時会）閉会、消費税廃止関連法案廃案
2. 3. 6 政府、「消費税見直し法案」を国会提出
4. 19 野党四会派（社、公、民、進民連）、消費税廃止関連法案を国会提出
6. 22 衆議院において、消費税見直し法案を可決・参院へ回付、消費税廃止関連法案を否決
6. 26 第118回国会（特別会）閉会、消費税見直し法案廃案
- 〃 「税制問題等に関する両院合同協議会」設置
（実質的な協議機関として専門者会議設置。3年10月までに計27回開催。）
10. 30 税制調査会実施状況フォローアップ小委員会「消費税の中小事業者の事務負担等に配慮した諸措置に関する基本的考え方」を総会に報告

3. 4. 25 「両院合同協議会」第4回会合
 「消費税に関する緊急措置についての考え方」に沿って議員立法により会期内に処理
 すること等について各党合意（共産党を除く）
5. 8 「消費税法の一部を改正する法律案」成立（議員立法・全会一致）（3.10.1 施行）
5. 7. 29 連立政権樹立に関する合意（八党派覚書）
9. 3 細川総理、税制調査会総会で挨拶（新たな諮問と受け止め、税制調査会審議開始）
11. 19 税制調査会「今後の税制のあり方についての答申」を決定
6. 2. 2 細川総理、「国民福祉税（仮称）」の創設を含む「税制改革草案」を提案
2. 17 「福祉社会に対応する税制改革協議会」発足（6.21の報告まで3小委を含め計188回開催）
3. 29 「平成6年分の所得税の特別減税法案（附則を修正追加）」可決・成立（全会一致）
4. 8 細川総理、税制調査会に対し諮問
6. 21 税制調査会「税制改革についての答申」を決定
- 〃 連立与党「福祉社会に対応する税制改革協議会」報告
6. 29 新しい連立政権の樹立に関する合意（自・社・さ）
7. 19 「与党税制改革プロジェクトチーム」第1回会合（9月22日まで計19回開催）
10. 14 「所得税法及び消費税法の一部を改正する法律案」、「地方税法等の一部を改正する法律案」
 等（税制改革関連法）を国会提出
11. 25 税制改革関連法案 可決・成立
 消費税率の見直し期限 8. 9. 30
 消費税に係る改正の施行日 9. 4. 1

8. 6. 21 税制調査会「消費税率に関する意見」を公表
 〃 与党税制改革プロジェクトチーム「消費税率に関する「検討」の結果」報告
6. 25 「消費税及び地方消費税の税率について」閣議決定
9. 1. 21 「税制改革実施円滑化推進本部」を開催
4. 1 税制改革関連法（消費税関係）の施行
 〔 ・ 消費税率の引上げ及び消費税制度の改革
 ・ 地方消費税の創設 〕
10. 12. 16 自民党と自由党の間で消費税の使途について合意
11. 3. 17 予算総則に「消費税の福祉目的化」を盛り込んだ平成11年度予算成立
10. 4 三党連立政権「政治・政策課題」合意（自・自・公）

消費税収の推移

(単位：億円)

年 度 区 分	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11(当 初)
[伸率] 国 税 収 入 計 A	571,361	[9.9%] 627,798	[0.7%] 632,110	[▲9.2%] 573,964	[▲0.5%] 571,142	[▲5.5%] 540,007	[1.8%] 549,630	[0.5%] 552,261	[0.7%] 556,007	[▲6.6%] 519,456	[▲4.1%] 491,015
[伸率] 消 費 税 収 B	40,874	[41.4%] 57,784	[7.6%] 62,204	[5.3%] 65,511	[6.6%] 69,831	[0.8%] 70,394	[2.8%] 72,376	[4.6%] 75,709	[22.9%] 93,047	[8.3%] 100,744	[3.1%] 103,760
(B/A)	(7.2%)	(9.2%)	(9.8%)	(11.4%)	(12.2%)	(13.0%)	(13.2%)	(13.7%)	(16.7%)	(19.4%)	(21.1%)
※一般会計分 C (B-D)	32,699	46,227	49,763	52,409	55,865	56,315	57,901	60,568	93,047	100,744	103,760
※特別会計分 D (B×20% ＝消費譲与税)	8,175	11,557	12,441	13,102	13,966	14,079	14,475	15,142	—	—	—

(注) 1. 平成10年度以前は決算額、平成11年度は当初予算額である。

2. 上記のほか、地方消費税収は、平成9年度 8,070億円(決算額)、平成10年度 25,504億円(決算見込額)、平成11年度 24,626億円(地方財政計画額)となっている。

消費税の概要

項 目	創 設 時	平成3年改正（平3.10実施）	6年秋の税制改革（平9.4実施）
1. 課税対象	(1) 国内において事業者が行う資産の譲渡等（資産の譲渡、資産の貸付け、役務の提供） (2) 輸入貨物（保税地域から引き取られる外国貨物）		
2. 納税義務者	(1) 国内取引 …………… 事業者 *事業者免税点制度 基準期間（前々年又は前々事業年度）の課税売上高が 3,000万円以下の事業者は、納税義務が免除される。 (2) 輸入取引 …………… 輸入者		○ 新設法人に対する免税点制度の不適用 資本金又は出資金が 1,000万円以上の新設法人の設立当初の2年間については、納税義務を免除しない。
3. 課税標準	(1) 資産の譲渡等の対価の額 (2) 輸入の際の引取価額		
4. 税率	3% (注) 普通乗用自動車については、平成元年4月1日から平成4年3月31日までの間は6%（経過措置）	平成4年度改正（租特法） 普通乗用自動車については、平成4年4月1日から平成6年3月31日までの間 4.5%	○ 税率の引上げ 3%⇒4% (注) 地方消費税（税率は消費税額の25%＝消費税率1%相当）とあわせた税率は5%となる。
5. 輸出免税	輸出取引等（貨物の輸出、国際輸送・通信等）は免税		

項 目	創 設 時	平成3年改正（平3.10実施）	6年秋の税制改革（平9.4実施）
6. 非課税	国内における次の資産の譲渡等は非課税 (1) 土地の譲渡及び貸付け (2) 有価証券、支払手段等の譲渡 (3) 貸付金等の利子、保険料等 (4) 郵便切手類、印紙等の譲渡 (5) 行政手数料等、国際郵便為替、国際郵便振替、外国為替取引 (6) 医療保険各法等の医療 (7) 社会福祉事業法に規定する第一種社会福祉事業等 (8) 学校教育法第1条に規定する学校等の授業料、入学検定料	○ 非課税範囲の追加 (1) 社会福祉事業法に規定する第二種社会福祉事業及び社会福祉事業に類する事業 (2) 助産 (3) 埋葬料又は火葬料を対価とする役務の提供 (4) 身体障害者用物品の譲渡、貸付け等 (5) 学校教育法第1条に規定する学校等の入学金、施設設備費、学籍証明等手数料 (6) 教科用図書の譲渡 (7) 住宅の貸付け	
7. 税額控除	(1) 仕入税額控除 ① 原則（本則計算） イ 課税売上割合が95%以上の場合には、仕入に係る消費税額を全額控除 ロ 課税売上割合が95%未満の場合には、個別対応方式又は一括比例配分方式のいずれかの方法により計算した金額を仕入に係る消費税額として控除 (注) 仕入税額控除の適用要件として、帳簿又は請求書等の保存が義務付けられている（帳簿方式）。		○ 請求書等保存方式への移行 仕入税額控除の適用要件として、帳簿及び請求書等の保存を義務付け

項 目	創 設 時	平成3年改正（平3.10実施）	6年秋の税制改革（平9.4実施）
	② 特例（簡易課税制度） 基準期間の課税売上高が5億円以下の課税期間については、選択により、売上げに係る消費税額にみなし仕入率を乗じた金額を仕入れに係る消費税額とすることができる。 （みなし仕入率） 卸売業者 90% その他の事業者 80%	○ 適用上限額の引下げ 5億円以下⇒4億円以下 ○ みなし仕入率の細分化 第1種事業（卸売業） 90% 第2種事業（小売業） 80% 第3種事業（製造業等） 70% 第4種事業（その他の事業） 60%	○ 適用上限額の引下げ 4億円以下⇒2億円以下 ☆みなし仕入率の見直し〔8年度改正〕 第1種事業（卸売業） 90% 第2種事業（小売業） 80% 第3種事業（製造業等） 70% 第4種事業（その他の事業） 60% 第5種事業（サービス業等） 50%
	(2) 限界控除制度 その課税期間の課税売上高が6,000万円未満の場合には、次の算式により計算した税額を控除する。 （限界控除税額） 本来納付すべき税額× $\frac{6,000\text{万円}-\text{課税売上高}}{3,000\text{万円}}$ （注）その課税期間の課税売上高が3,000万円未満であるときは、これを3,000万円として計算する。	○ 適用上限額の引下げ 6,000万円未満⇒5,000万円未満 （限界控除税額） 本来納付すべき税額× $\frac{5,000\text{万円}-\text{課税売上高}}{2,000\text{万円}}$	○ 廃 止

項 目	創 設 時	平成 3 年改正（平3.10実施）	6 年秋の税制改革（平 9 . 4 実施）
8. 申告・納付	(1) 国内取引 ① 課税期間 …… 個人事業者は暦年、法人は事業年度（3 か月の短期選択も可能） ② 確定申告・納付 …… 課税期間終了後 2 月以内に確定申告・納付 （注）個人事業者の確定申告・納付期限は翌年 3 月末（租特法） ③ 中間申告・納付 …… 直前の課税期間の確定消費税額が60万円を超える事業者は、年 1 回の中間申告・納付（②と合わせ、年 2 回の申告・納付） (2) 輸入取引 保税地域からの引取りの際に申告、納付（3 か月以内の納期限の延長あり）	○ 中間申告・納付制度の改正 直前の課税期間の確定消費税額が 500万円を超える事業者の中間申告・納付は年 3 回（確定申告と合わせ、年 4 回の申告・納付）。 （500万円以下の事業者は従来どおり）	○ 確定申告書等への添付書類規定の新設 確定申告書等に課税標準等の計算の基礎となる金額が記載された書類の添付を義務付け。 ○ 中間申告・納付を要する基準税額の改正 地方消費税の創設に伴い、直前の課税期間の確定消費税額を、創設前と同水準とするための改正 500万円⇒ 400万円 60万円⇒48万円
9. その他	国、地方公共団体、公共法人等については、申告・納付、仕入税額控除等につき、特例措置が設けられている。		

諸外国の付加価値税の実施状況

(1999年3月現在)

●OECD諸国	●アジア	●中南米	●アフリカ	●その他
・フィンランド (1964. 1)	・イスラエル (1976. 7)	・ブラジル (1967. 1)	・コートジボアール (1960. 1)	・エストニア (1992. 1)
・デンマーク (1967. 7)	・インドネシア (1985. 4)	・ウルグアイ (1968. 1)	・セネガル (1961. 3)	・ロシア (1992. 1)
・フランス (1968. 1)	・台湾 (1986. 4)	・エクアドル (1970. 7)	・マダガスカル (1969. 1)	・ベラルーシ (1992. 1)
・ドイツ (1968. 1)	・フィリピン (1988. 1)	・ボリビア (1973. 10)	・モロッコ (1986. 4)	・ウクライナ (1992. 1)
・オランダ (1969. 1)	・パキスタン (1990. 11)	・アルゼンチン (1975. 1)	・ニジェール (1986. 1)	・ラトビア (1992. 1)
・スウェーデン (1969. 1)	・バングラデシュ (1991. 7)	・コロンビア (1975. 1)	・チュニジア (1988. 7)	・モルドバ (1992. 1)
・ルクセンブルク (1970. 1)	・タイ (1992. 1)	・ニカラグア (1975. 1)	・マラウィ (1989. 5)	・フィジー (1992. 7)
・ノルウェー (1970. 1)	・ウズベキスタン (1992. 1)	・コスタリカ (1975. 1)	・ケニア (1990. 1)	・スロバキア (1993. 1)
・ベルギー (1971. 1)	・アゼルバイジャン (1992. 1)	・チリ (1975. 3)	・マリ (1991. 1)	・ルーマニア (1993. 7)
・アイルランド (1972. 11)	・トルクメニスタン (1992. 1)	・ホンジュラス (1976. 1)	・ベナン (1991. 5)	・西サモア (1994. 1)
・オーストリア (1973. 1)	・キルギス (1992. 1)	・ペルー (1976. 7)	・エジプト (1991. 7)	・ブルガリア (1994. 4)
・イタリア (1973. 1)	・アルメニア (1992. 1)	・パナマ (1977. 3)	・南アフリカ (1991. 9)	・リトアニア (1994. 5)
・イギリス (1973. 4)	・カザフスタン (1992. 1)	・ハイチ (1982. 11)	・アルジェリア (1992. 4)	・マルタ (1995. 1)
・韓国 (1977. 7)	・タジキスタン (1992. 1)	・グアテマラ (1983. 8)	・ブルキナファソ (1993. 1)	・アルバニア (1996. 7)
・メキシコ (1980. 1)	・キプロス (1992. 7)	・ドミニカ共和国 (1983. 1)	・モーリタニア (1995. 1)	・クロアチア (1998. 1)
・トルコ (1985. 1)	・グルジア (1993. 3)	・グレナダ (1987. 1)	・ガーナ (1995. 3)	・バブアニューギニア (1999. 7) ※
・ポルトガル (1986. 1)	・モンゴル (1993. 5)	・トリニダード・トバゴ (1990. 1)	・ガボン (1995. 4)	・スロベニア (1999. 7) ※
・スペイン (1986. 1)	・中国 (1994. 1)	・ジャマイカ (1991. 10)	・ザンビア (1995. 7)	
・ニュージーランド (1986. 5)	・シンガポール (1994. 4)	・エルサルバドル (1992. 9)	・トーゴ (1995. 7)	
・ギリシア (1987. 1)	・スリランカ (1997. 10)	・パラグアイ (1993. 7)	・ギニア (1996. 7)	
・ハンガリー (1988. 1)	・カンボジア (1999. 1)	・ベネズエラ (1993. 10)	・ウガンダ (1996. 7)	
・日本 (1989. 4)	・ベトナム (1999. 1)	・ベリーズ (1996. 4)	・コンゴ (1997. 1)	
・アイスランド (1990. 1)		・バルバトス (1997. 1)	・タンザニア (1998. 1)	
・カナダ (1991. 1)			・カメルーン (1999. 1)	
・チェコ (1993. 1)			・ジンバブエ (2000.) ※	
・ポーランド (1993. 7)				
・スイス (1995. 1)				
・オーストラリア (2000. 7) ※				

99. 3現在の導入国数 111国/192国
 (「地域」である台湾を含む)
 (※ 99. 3現在の実施予定国、時期)

(注) OECD加盟国中、アメリカは付加価値税を実施していないが州、郡、市により小売売上税を実施している。

(備考) 1. () 内は、付加価値税の導入年月日である。

2. 資料出所：IMF資料

収入階級別税負担率（平成9年分：1か月当たり）

（単位：円、％）

収入階級別		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	X
実収入		294,199	376,972	424,663	474,382	533,236	584,048	646,045	729,572	823,191	1,054,078
消費支出		221,485	252,432	286,323	301,426	334,776	365,126	397,867	426,263	473,302	547,036
間 接 税	消費税 (消費支出に対する負担割合)	2.4 (3.2)	2.2 (3.3)	2.3 (3.4)	2.2 (3.4)	2.2 (3.4)	2.2 (3.5)	2.2 (3.5)	2.0 (3.5)	2.0 (3.5)	1.8 (3.5)
	揮発油税等	0.5	0.5	0.5	0.4	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3	0.2
	酒税	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
	たばこ税	0.3	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0
	自動車重量税等	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1	0.2	0.1
	間接税計	3.6	3.4	3.4	3.2	3.1	3.1	3.0	2.8	2.7	2.4
直 接 税	所得税	1.6	2.2	2.7	2.9	3.3	3.8	4.3	4.9	5.6	7.5
	住民税	0.9	1.2	1.4	1.8	2.2	2.5	2.9	3.2	3.8	5.0
	固定資産税等	0.7	0.8	0.8	0.9	0.9	0.9	1.0	1.0	1.2	1.1
	直接税計	3.1	4.1	4.9	5.5	6.4	7.1	8.1	9.1	10.6	13.6
合 計		6.8	7.5	8.3	8.7	9.4	10.2	11.1	11.9	13.3	16.0

（備 考） 総務庁統計局の家計調査を基礎として、1か月当たりの税負担割合を推計したものである。

主要国の付加価値税における非課税、税率構造の概要

国 名		フ ラ ン ス	ド イ ツ	イ ギ リ ス	E C 第 6 次 指 令
施 行		1968年	1968年	1973年	1977年
非 課 税 (注)		土地の譲渡（建築用地を除く。ただし、個人が取得する住宅建築用地は非課税。） ・賃貸、中古建物の譲渡（不動産業者の譲渡を除く。）、住宅の賃貸、金融・保険、医療、教育、郵便等	土地の譲渡・賃貸、建物の譲渡・賃貸、金融・保険、医療、教育、郵便等	土地の譲渡・賃貸、建物の譲渡・賃貸、金融・保険、医療、教育、郵便等	土地の譲渡（建築用地を除く。）・賃貸、中古建物の譲渡、建物の賃貸、金融・保険、医療、教育、郵便等
税 率	標 準 税 率	20.6%	16%	17.5%	15%以上
	軽 減 税 率	食料品、水、雑誌、書籍、国内旅客輸送、肥料等……………5.5% 新聞、医薬品等…2.1%	食料品、水、新聞、雑誌、書籍、国内近距離旅客輸送等……………7%	家庭用燃料及び電力 ……………5%	食料品、水、新聞、雑誌、書籍、医薬品、旅客輸送等……………5%以上 (2本以下)
	割 増 税 率	な し	な し	な し	な し
	ゼ ロ 税 率	な し	な し	食料品、水、新聞、雑誌、書籍、国内旅客運送、医薬品、居住用建物の建築等	ゼロ税率及び5%未満の超軽減税率は、否定する考え方を採っている。

- (注) 1. 各国とも建物の譲渡に請負工事は含まない。
 2. EC第6次指令、フランスでは、建物の譲渡、建築用地の譲渡（フランスにおいては個人が取得する住宅用を除く）とも課税。
 ドイツ、イギリスで建物の譲渡が非課税となっているのは、土地・建物を一体のものとして取引する慣行があるので、土地の非課税の影響を受けているもの。

諸外国の付加価値税率

(単位：％)

国名	導入年	現行税率(1999. 3. 1現在)	
		標準	軽減 ( : 食料品)
(EU)			
E C 指令		15以上	 1 (2本以上)
フィンランド	1964	22	8、  17
デンマーク	1967	25	0
フランス	1968	20、6	2、1、  5
ドイツ	1968	16	 7
オランダ	1969	17.5	 6
スウェーデン	1969	25	0、6、  12
ルクセンブルグ	1970	15	 3、6、12
ベルギー	1971	21	0、1、  6、12
アイルランド	1972	21	 0、4、12.5

国名	導入年	現行税率(1999. 3. 1現在)	
		標準	軽減 ( : 食料品)
イギリス	1973	17.5	 0、5
イタリア	1973	20	 4、10
オーストリア	1973	20	 10、12
ポルトガル	1986	17	 5、12
スペイン	1986	16	 4、7
ギリシャ	1987	18	4、  8
(EU以外)			
ノルウェー	1970	23	0
韓国	1977	10	—
ニュージーランド	1986	12.5	0
アイスランド	1990	24.5	 14
カナダ	1991	7	 0

- (注) 1. ゼロ税率については、E C 指令において、従来からこれを否定する考え方が採られている。
2. 割増税率については、消費税が導入された1989年当時、上記の国のうち7か国において採用されていたが、その後廃止されている。

食料品に対する付加価値税の課税関係（未定稿）

	フ ラ ン ス	ド イ ツ	イ ギ リ ス
標準税率	20.6%	16%	17.5%
食料品 (原則)	軽減税率(5.5%)	標準税率(16%)	ゼロ税率
(例外)	標準税率(20.6%)が適用される品目を限定列挙 ・アルコール飲料 ・砂糖菓子 ・チョコレート、チョコレート又はカカオを含む製品（一部を除く） ・マーガリン及び植物性油脂 ・キャビア ・レストラン、ホテルなどで販売され、その場で消費がなされるもの	軽減税率(7%)が適用される品目を限定列挙 ・一定の生きた動物（家畜用の牛、豚等） ・肉類、魚類（観賞用魚を除く）、甲殻類、軟体動物（ロブスター、牡蠣、エスカルゴを除く） ・牛乳及び乳製品、卵等、天然はちみつ ・飼牛、飼鶏の胃腸等 ・生きた植物及び根菜 ・果実、野菜（果汁及び野菜汁を除く） ・コーヒー、茶、マテ茶、香辛料 ・穀物、澱粉、パン、菓子類、果実粉等 ・動物性及び植物性の食用油脂で加工されているラード、マーガリン等 ・砂糖、菓子類 ・ココア含有の調整食料品 ・食塩（水溶液としたものは除く） ・食酢 ・水道水 ・牛乳を75%以上含む乳飲料 等	標準税率(17.5%)が適用される品目を限定列挙 ・施設を設けて食事をさせ又は温かい持ち帰り用食品を供給すること ・アイスクリーム、ヨーグルト類 ・ケーキ又はビスケットを除く菓子類 ・アルコール飲料 ・フルーツジュース及び瓶詰め水を含むその他の製造飲料、シロップ、粉末類 ・ポテト菓子等の袋詰め商品 ・家庭用調理補助食品（調味料、ビタミン剤など） (注) 上記標準税率適用品目から除外される品目（ゼロ税率適用品目） ・冷凍され、直接消費に適さないヨーグルト ・干したさくらんぼ ・砂糖づけの種皮 ・紅茶、マテ茶、緑茶等 ・ココア、コーヒー、チョコリー等 ・「食用肉、酵母、卵又はミルク」の加工製品等

(注) EC指令では標準税率を15%以上とし、軽減税率は1本または2本設けることができるが、税率は5%以上とするよう定めている。

なお、ゼロ税率及び5%未満の超軽減税率は、否定する考え方を採っている。

イギリスにおける非課税、軽減税率等による税収への影響

(1997年度)

		減収額 (推計)	消費支出に占める割合
標準税率 (17.5%)			55%
軽減税率 (5%)	家庭用燃料及び電力	減収額 (推計) 17億ポンド(3,264億円)	4%
ゼロ税率	食料品、水、新聞、雑誌、書籍、国内旅客運送、医薬品、居住用建物の建築等	減収額 (推計) 175億ポンド(33,600億円)	14%
		(主なもの) ・食料品 79億ポンド(15,168億円) ・居住用建物の建築 21億ポンド(4,032億円) ・国内旅客運送 16.5億ポンド(3,168億円)	
非課税	土地の譲渡・賃貸、建物の譲渡・賃貸、金融・保険、医療、教育、郵便等	減収額 (推計) 67億ポンド(12,864億円)	27%
		(主なもの) ・居住用建物の賃貸 26.5億ポンド(5,088億円) ・商業用土地・建物の賃貸 10億ポンド(1,920億円)	

(出典) "89th Report of the Commissioners of HER MAJESTY'S CUSTOMS AND EXCISE"

(注) 1. 付加価値税収(1997年度)は、508億ポンド(97,536億円)である。

2. 1ポンド=192円 (1999年下半期)

仕入税額控除方式の検討（平成5年の中期答申より）

仕 入 税 額 控 除 の 方 式	検 討 結 果
A方式⇒ 登録制度を前提とする書類方式 登録制度を必要とし、登録事業者のみが、税額別記、登録番号記載の書類を発行することができるものとする方式である。仕入事業者は、これを保存し、これに基づいて仕入税額控除を行う。非登録事業者は、こうした書類を発行することができず、したがって、非登録事業者からの仕入れについては仕入税額控除ができない。	イ A方式及びB方式は、非登録事業者又は免税事業者で取引の中間段階に位置する者が取引から排除されるのではないか、あるいは、事実上、それらの事業者の多くに課税選択を迫ることとなりかねないのではないか、といった問題がある。 ロ A方式については、売上税に対する批判にも見られたように、国家が登録を行い管理することが現在の国民の感情にそぐわないのではないかという指摘もある。
B方式⇒ 登録制度を前提としないが、課税事業者のみに限定した書類方式 課税事業者のみが税額別記の書類を発行することができる方式である。仕入事業者は、これを保存し、これに基づいて仕入税額控除を行う。したがって、免税事業者からの仕入れについては仕入税額控除ができない。仮に、免税事業者又は消費者が、こうした書類を発行した場合には、それらの者に納税義務を課する。	ハ B方式については、我が国の場合、取引の中間段階に位置する事業者が多数に上るため、登録制度を設けずに円滑に執行することは困難であるという問題もある。 以上の点を踏まえれば、A方式及びB方式は、我が国の経済社会や取引の実情に適合していないのではないかと考えられる。
C方式⇒ 請求書等保存方式 仕入事業者は、取引の事実を帳簿に記載し、現行方式と同様に仕入税額の計算を行うこととなるが、仕入税額控除の要件として、請求書、領収書その他取引の事実を証する書類のいずれかを保存する必要がある。また、免税事業者からの仕入れについても現行制度と同様に仕入税額控除を行うことができる。	C方式については、以下のように考えられる。 イ 現在、大部分の事業者間取引において、請求書等（インボイス）が交わされ保存されているという取引の実態を尊重した方式であり、かつ、事業者に新たな書類の作成など追加的な事務負担がほとんど生じないことから、円滑な移行が可能な方式である。 ロ 原則として取引の証拠書類の保存を仕入税額控除の要件としている点で、制度の信頼性や課税非課税判定等の利便性、正確性の観点から、現行方式より望ましい方式である。 ハ 免税事業者からの仕入れが税額控除の対象となることについては、免税事業者の仕入れにも、通常、消費税が課されていること、免税事業者の対事業者向け売上げの全事業者の売上げに占める比率は極めて小さいこと、免税事業者からの仕入れについて税額控除を認めないとすると課税の累積が生じること、事業者の取引からの排除等の問題に配慮する必要があること等を勘案すれば、むしろ我が国の経済社会や取引の実情に適合している。

消費税の仕入控除税額の計算方法

消費税においては、税の累積を排除する観点から前段階税額控除方式が採用されており、納付税額は、その課税期間の売上税額から仕入税額を控除して計算した金額となるが、この仕入税額控除は、課税売上げに対応する課税仕入れ等の税額を控除することとされている。具体的には、以下のように計算する。

- (1) 課税売上割合が95%以上の場合 —— 課税仕入れ等の税額を全額控除

$$\text{課税売上割合} = \frac{\text{課税売上げ（税抜）}}{\text{課税売上げ（税抜）} + \text{非課税売上げ}}$$

- (2) 課税売上割合が95%未満の場合 —— 次のいずれかの方式により計算

① 個別対応方式

課税期間中の課税仕入れ等の税額		
課税売上げにのみ要するもの	課税・非課税に共通して要するもの	非課税売上げにのみ要するもの
控除する消費税額	控除できない消費税額	

② 一括比例配分方式

課税期間中の課税仕入れ等の税額	
(課税売上割合で按分)	
控除する消費税額	控除できない消費税額

(参考) 通常の事業者に一般的に発生する非課税売上

- ・ 預貯金利子
- ・ 有価証券の譲渡

主要国の付加価値税における中小事業者に対する特例措置の概要

国名	日本	フランス	ドイツ	イギリス
事業者免税点制度等	その課税期間の基準期間（前々年又は前々事業年度）における課税売上高が 3,000万円以下の者は免税。 ただし、資本金 1,000万円以上の新設法人に対しては、免税点制度は不適用。	年間売上高が前暦年 17.5万フラン<350万円>かつ、当暦年20万フラン<400万円>（物品販売・宿泊施設業は前暦年50万フラン<1,000万円>かつ、当暦年55万フラン<1,100万円>）以下と見込まれる者は免税。	年間売上高が前暦年 32,500マルク<218万円>、かつ、当暦年10万マルク<670万円>以下と見込まれる者は免税。	当月の直前の12月間の課税売上高が51,000ポンド<979万円>以下または、当月以後の12月間において49,000ポンド<941万円>以下と見込まれる者は免税。 ただし、当該課税年度中のいずれか30日間の課税売上高が51,000ポンド<979万円>を超えると見込まれる場合は、その30日間の初日から課税事業者となる。
簡易課税制度等	基準期間における課税売上高が2億円以下の課税期間については、売上げに係る税額にみなし仕入率を乗じて計算した金額を仕入れに係る税額とすることができる。	なし（フォルフェ制度は廃止（平成11年1月）） （注）	年間売上高が前暦年 12万マルク<804万円>以下の者は平均率による簡易課税を選択できる。	特定の小売業者に対して売上税額の簡便な計算を認める特例は存在するが、我が国のような仕入控除税額の計算の特例は設けられていない。

- （注） 1. フランスのフォルフェ制度とは、年間売上高が一定額以下の個人事業者に適用されていた協約課税制度である。
2. イギリスにおいては、原則として、申告納付が特定の月に集中しないよう課税当局が各事業者に対し、課税期間の始期（4、5、6月の3種類）を指定しており、「課税年度」とはその始期から1年間の期間を言う。

（備考） 邦貨換算には次の換算率を用いた。1フラン＝20円、1マルク＝67円、1ポンド＝192円

個人事業者の売上階級別平均従業員数

(単位：人)

区分 売上階級	全産業平均	製造業	建設業	卸売業	小売業	サービス業
～1,000万円以下	1. 2	1. 5	1. 3	1. 3	1. 3	1. 2
1,000万円超～2,000万円以下	2. 0	2. 3	1. 9	1. 7	1. 7	2. 0
2,000万円超～3,000万円以下	2. 5	3. 1	2. 5	1. 9	2. 1	2. 6
3,000万円超～5,000万円以下	3. 1	3. 9	3. 0	2. 2	2. 6	3. 1
5,000万円超～1億円以下	4. 1	5. 0	3. 9	2. 6	3. 9	4. 4
1億円超～2億円以下	5. 9	6. 6	5. 4	3. 6	5. 5	6. 9
2億円超～	10. 0	10. 5	7. 5	5. 4	7. 5	15. 9

- (備考) 1. 平成10年分所得税申告実績から特別集計したものである。
2. 従業員には、事業主本人を含む。

消費税率の引上げに伴う転嫁状況

(単位：％)

区 分		調 査 時 点	消 費 税 率 引 上 げ 分 を			分らない
			全 て 転 嫁	ほ ぼ 転 嫁 (殆ど転嫁)	転 嫁 せ ず	
製 造 業 者		平9. 4	95. 1	2. 4	2. 3	0. 2
		10. 3	97. 3	1. 1	1. 6	0. 0
卸 売 業 者		9. 4	92. 2	5. 2	2. 1	0. 5
		10. 3	94. 3	4. 7	0. 8	0. 2
小 売 業 者	全 体	9. 4	63. 3	21. 1	12. 4	3. 2
		10. 3	66. 2	20. 6	10. 7	2. 5
	2 億 円 超 の 事 業 者	9. 4	84. 0	8. 3	4. 5	3. 2
		10. 3	87. 3	6. 7	2. 9	3. 2
	2 億円以下3千万円超の 事 業 者	9. 4	60. 6	28. 4	8. 3	2. 7
		10. 3	61. 9	29. 0	7. 5	1. 6
	3 千万円以下の事業者	9. 4	29. 2	34. 0	33. 0	3. 8
		10. 3	36. 5	32. 8	28. 3	2. 4
サ ー ビ ス 業 者	全 体	9. 4	56. 0	13. 4	28. 4	2. 2
		10. 1	58. 9	10. 8	29. 5	0. 8
	2 億 円 超 の 事 業 者	9. 4	63. 4	11. 8	23. 0	1. 9
		10. 1	64. 2	9. 3	25. 2	1. 3
	2 億円以下3千万円超の 事 業 者	9. 4	49. 3	17. 8	31. 5	1. 4
		10. 1	55. 9	13. 6	30. 5	0. 0
	3 千万円以下の事業者	9. 4	35. 3	11. 8	47. 1	5. 9
		10. 1	38. 7	12. 9	48. 4	0. 0

(備考) 通商産業省「新消費税関連価格情報ネットワーク調査結果(平成10年7月)」によるものであり、消費税率引上げ分(2%)の転嫁状況を調査したもの。

主要国の付加価値税における申告・納付制度の概要

国 名	日 本	フ ラ ン ス	ド イ ツ	イ ギ リ ス
課税期間	1 年 〔個人事業者：暦年〕 〔法人：事業年度〕 (特例) 選択により3か月とすることができる。	1 か月	1 年 ただし、原則として1か月ごとに予定申告納付を行う。	3 か月 (特例) 選択又は課税庁の命令により課税期間を1か月とすることができる。
中間申告	① 確定申告 課税期間終了後2か月以内 (特例) 個人事業者は翌年3月31日(租特法) ② 中間申告 前課税期間の年税額が400万円超の場合には年3回(48万円超の場合には年1回)の中間申告を中間申告対象期間終了後2か月以内に行う。	① 確定申告 申告納付の時期は、翌月15日から24日までの間で、個人事業者は頭文字、法人は会社の種類等により分類して定められている。 ② 特例 ・ 年間売上高が一定額〔物品販売・宿泊施設業は500万フラン(10,000万円)その他は150万フラン(3,000万円)〕以下の者は予定納税制度が適用され、4月、7月、10月、12月に前年の支払税額の4分の1(12月は5分の1)の額の予納を行い、年1回確定申告を行うことができる。 ・ 年税額が12,000フラン(24万円)未満の者は、3か月ごとに申告納付を行うことができる。	① 確定申告 課税期間(暦年)終了後の5月31日までに確定申告する。 納期限は申告から1か月以内。 ② 予定申告 予定申告期間(各暦月)終了後10日以内に当該予定申告期間の発生税額を申告納付する。 (特例) ・ 前暦年の税額が12,000マルク(80.4万円)以下の者は3か月ごとに予定申告納付を行うことができる。 ・ 前暦年の税額が1,000マルク(6.7万円)以下の者は予定申告納付が免除される。 ・ 前暦年の予納額の1/11を特別予納することにより予納期限を1か月延長することができる。	① 確定申告 課税期間終了後1か月以内に申告・納付 ② 特例 ・ 課税年度1年間の課税売上高が30万ポンド(5,760万円)以下の者は1か月又は3か月ごとに予定申告を行い確定申告を年1回とすることができる。 ・ 基準期間(前々課税年度の第3四半期から前課税年度の第2四半期までの1年間)の納付税額が200万ポンド(3.84億円)以上の者は、その基準期間の1/24を、当該課税年度中の各月終了後に納付する義務を負う。税額の調整は3か月ごとの確定申告時に行う。

(注) イギリスにおいては、原則として、申告納付が特定の月に集中しないよう課税当局が各事業者に対し、課税期間の始期(4、5、6月の3種類)を指定しており、「課税年度」とはその始期から1年間の期間を言う。
(備考) 邦貨換算には次の換算式を用いた。1フラン=20円、1マルク=67円、1ポンド=192円